

窓口サービスの利便性向上について

マイナンバーカードやITを活用した利便性の高い窓口サービスを目指し、4月から次の運用を開始することとしていますので、概要をお知らせいたします。

記

1 証明書自動発行機

マイナンバーカードを使って住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できる自動発行機を市役所本館1階市民課前と西支所に設置しました。4月1日から使用できます。機械操作に迷われる場合は職員がサポートします。利用の条件等は、コンビニ交付サービスと同様です。

【必要なもの】マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号、手数料

【利用可能な時間】開庁日の8時30分～17時00分

2 おくやみコーナー

死亡届を提出した後に行う、資格喪失などの各種手続きをまとめて行う「おくやみコーナー」を本庁と西支所に設置します。来庁日時を予約してもらい、職員が事前に書類などを準備しておくことで、時間や手間がかかる手続きの負担を軽減します。

【利用方法】来庁される3開庁日前までに、市民課(Tel 66-1002)または西支所(Tel 77-2252)へ電話で予約してください。

【受付枠】①9時～ ②10時～ ③11時～ ④13時～ ⑤14時～ ⑥15時～
⑦16時～

3 相談機能の強化

西支所で取り扱う幅広い窓口業務のうち、児童扶養手当、保育所入所、税申告の業務を本庁へ集約し窓口を一元化します。専門性の高い相談等に対し、より丁寧に手厚く支援します。また、西支所と本庁をウェブ会議システムで結び、本庁窓口がオンラインで相談に応じる機器を導入します。

【特設申請窓口】申請の一斉受付期間中には、特設窓口を西支所に設置します。

【お問い合わせ先】

人事室人事課 改革推進担当課長 山本 仁志

☎66-1066 (内線1390)、FAX 0773-62-5099、E-Mail: jinji@city.maizuru.lg.jp